



令和5年度富士見市まちづくり寄附金 活用状況のお知らせ

詳しくは
こちら▶

皆さんの温かいご支援ありがとうございました

富士見市まちづくり寄附制度(ふるさと納税)は、本市を応援して下さる個人や団体の皆さんからの寄附金を基金に積み立て、寄附の目的に応じた事業を行う際に活用する制度です。

令和5年度は461件、総額3,883万6,891円の寄附金をお寄せいただき、小学校におけるSTEM教育の拡充、公園等遊具改修工事、つるせ台小学校校庭芝生維持管理などの費用として6,040万円を活用させていただきました。

☎政策企画課 ☎049-257-4136



つるせ台小学校校庭芝生

事業の種類	令和5年度			前年度までの 基金積立額(円)	令和5年度末 基金残高(円)	
	件数(件)	寄附収入額(円)	基金取崩額(円)			
寄附金の 使途	子どもを育むまちづくりのための事業	208	16,212,000	7,900,000	17,622,565	25,934,565
	健康及び福祉を増進するまちづくりのための事業	71	5,075,817	3,800,000	5,632,729	6,908,546
	生涯学習を推進するまちづくりのための事業	6	83,500	400,000	1,286,000	969,500
	安心で安全なまちづくりのための事業	68	3,038,574	5,400,000	8,416,986	6,055,560
	その他市長が活力に満ちたまちづくりに必要と認める事業	108	14,427,000	42,900,000	113,468,314	84,995,314
	小計	461	38,836,891	60,400,000	146,426,594	124,863,485
基金(預金)利子			186,221	—	—	186,221
合計			39,023,112	60,400,000	146,426,594	125,049,706



自身の健康を把握するため、年1回受診しましょう

無料の特定健診・健康診査が始まります

期間 6月1日(土)～11月30日(土)

対象 40歳以上の国民健康保険または後期高齢者医療制度加入者

健診機関 富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関

■ 国民健康保険加入の方▶桃色の封筒が届きます

【4月2日以降に加入した方】

特定健診を受診するには、保険年金課または各出張所で申請が必要です。受診券の発券には1か月ほどかかる場合があります。

詳しくは
こちら▼

【雇用先で健康診断を受けた方】

結果を郵送または直接提出してください。

☎保険年金課 健康保険係 ☎049-252-7112

■ 後期高齢者医療制度加入の方▶黄色の封筒が届きます

【昭和24年5～8月生まれの方】

受診券は誕生日の翌月末ごろに郵送します。

(例)8月4日生まれの方：9月末ごろに受診券を郵送

※誕生日前日までに受診希望の方は、お問い合わせください。

詳しくは
こちら▼

☎保険年金課 後期高齢者医療係 ☎049-252-7114

人間ドック検査料の補助(年度1回)

期間 4月～翌年3月末

対象 受診日に30歳以上で、納期到来分の保険料(税)を完納している方

自己負担額 7,550円(2万7,540円分を補助)
※特定健診または健康診査を受診した場合は補助対象外など条件あり

申込 保険年金課または各出張所で申請し、富士見市・ふじみ野市・三芳町の指定医療機関で予約し受診してください。

健康長寿歯科健診(無料)

詳しくは6月下旬に郵送される受診案内をご覧ください。

期間 7月～翌年1月末

対象 前年度に75歳または80歳になった後期高齢者医療制度の被保険者

☎埼玉県後期高齢者医療広域連合

☎048-833-3130



物価高騰重点支援給付金 こども加算の給付

エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい令和5年度住民税非課税世帯および均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の子どもがいる世帯に対して追加で給付します。

対象の方には、振込通知書または申請書を順次郵送しています。

支給額 18歳以下の子ども1人あたり5万円

加算対象 平成17年4月2日～令和6年4月1日生まれの子ども

対象世帯 次のすべてに該当する世帯

- 令和5年12月1日時点で本市に住民票がある世帯
- 世帯全員の令和5年度住民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯

※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯などを除く

申請期限 8月30日(金)(消印有効)

※令和5年12月2日以降生まれの子どもおよび別世帯で扶養している子ども分は申請書の提出が必要です。

問・申請先 福祉政策課 ☎049-265-5033

詳しくはこちら▼



子育てに関する不安を軽減 産後ケア事業

助産師が自宅を訪問して授乳に関する支援を行うほか、医療機関で心身のケアなどを行います。

対象 市内在住で次のいずれかに該当する方

- 家族などから育児などの支援を十分に受けられない方
- 産後に、心身の不調や育児不安などがある方

	内容	対象	料金	申込先
訪問型	授乳指導・相談、お子さんの体重測定	1歳未満	1回 500円	子ども未来応援センター
デイサービス型	1日型(個別) 授乳指導、育児相談、お子さんの預かり ※昼食付	7か月未満	3,000円	市の契約医療機関
	時間型(個別) 授乳指導、育児相談	1歳未満	800円	
	半日型(集団) 授乳指導、育児相談、お母さん同士の交流	2か月未満	500円	

※初めて利用される場合、利用者登録のため子ども未来応援センターに事前相談が必要です。

問 子ども未来応援センター

☎049-252-3774

詳しくはこちら▶



児童手当の更新手続き

児童手当受給中の方は、現況届の提出は原則不要です

現況届の提出が必要となる受給者の方には、6月上旬に案内を郵送します。

問・申請先 子育て支援課 ☎049-252-7104



現況届以外の必要な手続き

下記のほか、受給内容に変更が生じた場合は手続きが必要です。

令和6年度所得(令和5年中の収入)が所得上限額未満になった方

所得が特例給付所得上限額以上となり、児童手当などが支給されなくなった方で、令和6年度所得が特例給付所得上限額未満となった場合、支給を再開させるためには改めて認定請求書などの提出が必要です。

申請方法 認定請求書に記入し、必要書類を添えて窓口で

詳しくはこちら▶



6月分(10月支給分)から支給開始するには

5～6月に届く令和6年度住民税の税額決定通知書を受け取った日の翌日から15日以内に申請すれば、6月分から支給開始となります。

※15日を過ぎた場合は、申請した月の翌月分から手当支給開始となります。

扶養親族等の数(税申告上)	特例給付所得上限額
0人	866万円
1人	904万円
2人	942万円
3人	980万円
4人	1,018万円
5人	1,056万円

※扶養親族等の数が1人増えるごとに所得上限額+38万円

児童手当などの受給者の加入する年金が変わったとき

3歳未満の児童を養育する児童手当などの受給者の加入している年金が変わった場合は、変更届の提出が必要です。



事業者の皆さんへ

事業系廃棄物の適正処理にご協力を

■ 事業系廃棄物(ごみ)は、市で収集しません

飲食店、店舗、事務所などの事業活動で生じた廃棄物(事業系廃棄物)は、量の多少、法人・個人を問わず事業者自らが処理をする必要があります。

問環境課 ☎049-252-7100

詳しくはこちら▶



ごみの分別・減量化に努める義務があります

事業者は家庭ごみの集積所に事業系廃棄物を出すことができないこと、国や県、市の施策に協力し、ごみの分別を徹底し減量化に努めることが法律などで定められています。

事業系一般廃棄物 事業活動で生じた産業廃棄物以外のごみ

自己搬入

委託

一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託

環境センターに自己搬入

搬入時間 平日：午前9時～11時30分、午後1時～4時
土曜：午前9時～11時30分

搬入施設 富士見環境センターまたは新座環境センター

搬入できるもの・処理手数料 可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル：20kgにつき460円、ビン：20kgにつき340円、カン：無料(分別の状況や搬入量などにより受入不可の場合あり)

申込 富士見市粗大ごみ受付センター(☎0570-001-530)へ電話で(平日午前8時30分～午後5時)

※搬入日の1週間前から(土曜搬入はその週の月曜から)予約可

産業廃棄物

事業系廃棄物のうち、法令で定められたもの

特別管理産業廃棄物

爆発性・毒性・感染性など、健康や環境に影響のあるもの

市では、収集運搬や処分はできません

県西部環境管理事務所(☎049-244-1250)へ連絡

やさしい日本語表記

仕事をしている人にお知らせします

店、事務所など、仕事で出たごみは、お金をはらって捨てる必要があります。仕事で出たごみは、家の近くのごみを捨てる場所に捨てることはできません。

※日本語を母語としない外国籍の方に配慮した表現



温室効果ガス排出量の削減に向けて

地球温暖化防止活動支援補助金

地球温暖化の防止につながる機器や車両を導入する個人・事業者には予算の範囲内で補助金を交付します。

申請方法 申請書に記入し、必要書類を添えて6月3日(月)～令和7年2月17日(月)(必着)に郵送・窓口で

※事業者向けの再生可能エネルギー関係のみ9月30日(月)まで

【宛先】 〒354-8511(所在地は記載不要)富士見市役所環境課
問環境課 ☎049-252-7129

詳しくはこちら▶



■ 再生可能エネルギー関係

交付対象機器	補助金額	
	個人向け	事業者向け
太陽光発電システム	5万円	3万円/kw (上限60万円)
エネルギーマネジメントシステム	2万円	対象経費の1/6 (上限20万円)
定置用リチウムイオン蓄電池	5万円	1万円/kw (上限60万円)

※事業者向けは機器設置工事着工前に申請が必要です。

■ 次世代自動車関係

交付対象車両・機器	補助金額
	個人・事業者共通
電気自動車	15万円
プラグインハイブリッド自動車	5万円
燃料電池(水素)自動車	50万円
据置型電気自動車等充給電設備	3万円
可搬型外部給電器	3万円



後期高齢者医療保険料のお知らせ

後期高齢者医療保険料は、埼玉県後期高齢者医療広域連合によって2年ごとに見直されます。令和6年度は見直しの年にあたり、保険料は次のとおりです。7月上旬ごろに保険料決定通知書を郵送しますので、ご確認ください。

☎保険年金課 ☎049-252-7114

<p>年間保険料 (賦課限度額80万円) = 均等割額 + 所得割額</p> <p>均等割額: 45,930円 所得割額: 前年所得より算出</p>	<ul style="list-style-type: none"> •年度の途中で納付義務と資格の発生・消滅があるときは月割で算定 •激変緩和措置(令和6年度のみ) <ul style="list-style-type: none"> ①昭和24年3月31日以前生まれの方や障がい認定により加入された方の賦課限度額: 73万円 ②賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方の所得割率: 8.42%
---	--

▶ **所得割額の計算方法**
(令和5年中の所得金額 - 43万円*) × 所得割率(9.03%)
※合計所得金額2,400万円以下の場合

■ 所得の少ない方に対する軽減

世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が一定以下の場合、保険料額が軽減されます。

世帯の所得額	均等割額
43万円 + 10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1) * 以下	13,700円 (7割軽減)
43万円 + 29.5万円 × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1) * 以下	22,960円 (5割軽減)
43万円 + 54.5万円 × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1) * 以下	36,740円 (2割軽減)

※【+10万円 × (世帯の年金・給与所得者の数 - 1)】の計算式は、世帯の年金・給与所得者の数が2人以上の場合に適用

■ 被用者保険の被扶養者だった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に会社などの健康保険(被用者保険)の被扶養者であった方の保険料は次のとおりです。

均等割額	+	所得割額
22,960円(5割軽減)		負担なし

※均等割額は後期高齢者医療制度加入後、2年間軽減されます。

※所得の少ない方に対する軽減にも該当する場合、軽減割合の高い方を適用します。



困ったらすぐにご相談を 消費生活相談

【相談日】月～金曜10:00～12:00、13:00～15:30
☎消費生活センター ☎049-252-7181

香りの害～その香り、困る人がいるかも～

「香害」とは、香水や柔軟剤・洗剤・芳香剤などに含まれる香料によって、気分が悪くなったり、頭痛や吐き気などの健康被害が生じることをいいます。香り付き商品を使用している方も多いと思いますが、その香りでお困りの方がいるかもしれません。



【消費者へのアドバイス】

- 自分にとっては快適な香りでも、周りでは不快に感じたり、体調不良になる方がいることも理解し、適切な使用を心掛けましょう。
- 自分がにおいに敏感だと感じる方は、商品を購入する際に、商品の表示などに記載された香りの強さなどを参考にしましょう。



家庭から排出される 廃食用油の拠点回収

可燃ごみの削減と資源リサイクル推進のため、家庭から排出される廃食用油を拠点回収しています。

【回収方法】使用済みの廃食用油をこして不純物を取り除いてから、ペットボトルに入れて回収場所に持参してください。

【回収場所・時間】

環境課	月～金曜午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
各公民館・交流センター・コミュニティセンター、ピアザ☆ふじみ	午前9時～午後9時(休館日を除く)

【回収内容】家庭で料理に使用した植物性の廃食用油
※動物性食用脂(ラードなど)、エンジンオイルなどの鉱物油、事業者から排出された廃食用油は回収できません。

☎環境課 ☎049-252-7100



65歳以上(第1号被保険者)の方

令和6～8年度介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は介護保険サービスに必要な費用を推計し、3年ごとに見直しを行っています。令和6年度は見直しの年にあたり、保険料は次のとおりです。

7月上旬ごろに介護保険料納付通知書を郵送しますので、ご確認ください。

☎高齢者福祉課 ☎049-252-7107

基準額 (月額)	令和3～5年度	令和6～8年度
	5,412円	5,800円

段階	対象者区分		年間保険料		
1	<ul style="list-style-type: none"> 老齢福祉年金を受給しており、世帯全員が市民税非課税の方 生活保護を受給している方 世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入と合計所得金額(※1)の合計が80万円以下の方 		19,800円		
2	本人が 市民税 非課税	世帯全員が 市民税非課税	第1段階に該当しない方で、本人の前年の課税年金収入と合計所得金額(※1)の合計	80万円超120万円以下の方	33,700円
3			120万円超の方	47,600円	
4	本人が市民税課税	世帯内に市民税課税者がいる	本人の前年の課税年金収入と合計所得金額(※1)の合計	80万円以下の方	62,600円
5				80万円超の方	69,600円
6				120万円未満の方	80,100円
7				120万円以上 210万円未満の方	90,400円
8				210万円以上 320万円未満の方	103,500円
9				320万円以上 420万円未満の方	117,900円
10				420万円以上 520万円未満の方	130,400円
11	520万円以上 620万円未満の方	144,400円			
12	620万円以上 720万円未満の方	157,700円			
13	720万円以上 800万円未満の方	170,300円			
14	800万円以上1,000万円未満の方	188,100円			
15	1,000万円以上の方	208,800円			

(※1) 公的年金等に係る雑所得を控除。給与所得が含まれる場合は、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除

(※2) 公的年金等に係る雑所得を含む

広報『富士見』への感想をお寄せください

Webでのアンケートを実施します

広報『富士見』は、より読みやすく、見やすく、見つけやすい広報紙を目指し、レイアウトなどを向上していきます。また、市ホームページと連動し、広報『富士見』に掲載しきれない詳細情報は二次元コードを配置しています。

今月号よりWebフォームで読者アンケートを実施しますので、皆さんの感想などをお寄せください。

☎秘書広報課 ☎049-256-9535



[アンケートはこちら](#)

※各号の目次ページ(今月号は31ページ)にアンケートフォームにつながる二次元コードを掲載します。



二次元コードをスマートフォンから読み取る手順

- ① ホーム画面から「カメラ」のアプリをタッチ
- ② カメラの画面で二次元コードを映す
- ③ 表示されたURLをタッチ
- ④ リンク先が表示

※機種により操作方法が異なります。

